

第9期 湖国農政懇話会(第2回) 次第

平成17年7月12日(火) 14:00～16:30

滋賀県庁 本館2階 防災対策会議室

1. 開会

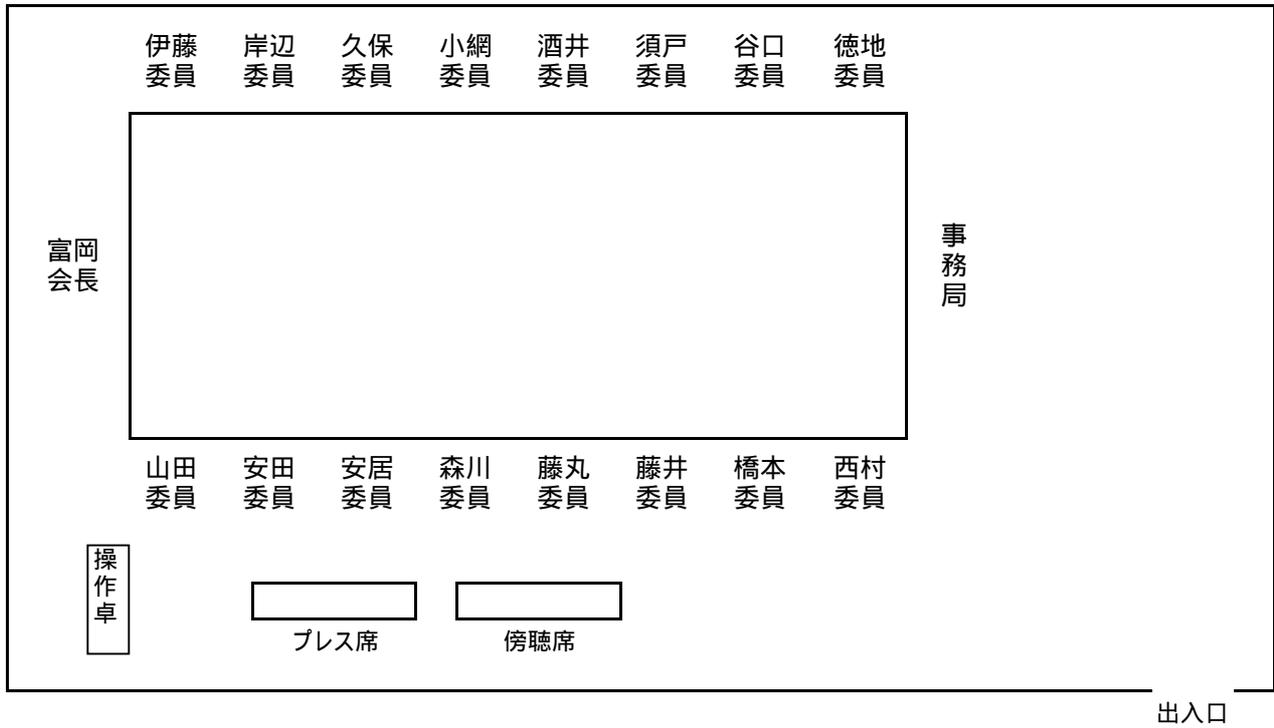
2. 「しがの農林水産ビジョン」の改定について

3. 意見交換

4. 閉会

第9期 湖国農政懇話会(第2回) 配席図

平成17年7月12日(火)
14:00 ~ 16:30
県庁 防災対策会議室



湖国農政懇話会委員名簿

任期：平成17年2月17日～平成19年2月16日

(50音順、敬称略)

氏名	役職等
いとう ひろみち 伊藤 博道	中日新聞 大津支局長
きしべ のぶや 岸辺 信弥	株式会社平和堂 生鮮食品事業部長
くぼ かおり 久保 加織	滋賀大学教育学部 助教授
こあみ さえこ 小網 朗子	公募委員
さかい けんいち 酒井 研一	滋賀県土地改良事業団体連合会 会長
すど みき 須戸 幹	滋賀県立大学環境科学部 講師
たにぐち げんいちろう 谷口 源一郎	滋賀県農業協同組合中央会 副会長
とくち よしゆき 徳地 好之	農業生産法人 有限会社 るシオールファーム 取締役
とみおか まさお 富岡 昌雄	滋賀県立大学環境科学部 教授
にしむら ひさこ 西村 久子	稲作・野菜農家 滋賀県指導農業士会 会長
はしもと とみゆき 橋本 富行	滋賀県青果卸売市場連合会 会長 滋賀びわ湖青果株式会社 代表取締役社長
ふじい あやこ 藤井 絢子	滋賀県生活協同組合連合会 常務理事
ふじまる あつし 藤丸 厚史	公募委員
もりかわ まさる 森川 勝	公募委員
やすい はつみ 安居 初美	公募委員
やすだ そうざえもん 安田 惣左衛門	公募委員
やまだ あやこ 山田 理子	滋賀県消費生活コンサルタント協会 監事

藤井委員の任期は平成17年7月1日～平成19年2月16日

湖国農政懇話会設置要綱

(目 的)

第1条 社会経済情勢の変化に対応しつつ、当面する滋賀県農業の諸課題に的確に対処するとともに、将来を展望した食料・農業・農村政策の基本方針を明確にし、本県農業の持続的な発展を図るため、湖国農政懇話会を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、知事の求めに応じ、次の各号に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 農政の基本方針および基本施策に関すること。
- (2) その他農政の重要事項に関すること。

(組 織)

第3条 懇話会は、委員17名以内で組織する。

(委 員)

第4条 委員は、農業者、農業団体、消費者団体、経済団体、学識経験者等のうちから知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 長)

第5条 懇話会には会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会 議)

第6条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、知事が召集する。

(部 会)

第7条 懇話会には、必要に応じ部会を設置することができる。

- 2 部会の設置、委員構成および運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(庶 務)

第8条 懇話会の庶務は、農政水産部農政課において処理する。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

付 則

1 この要綱は、昭和62年10月9日から施行する。

2 第4条第2項の規定にかかわらず、最初の委員の任期は、昭和64年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成3年6月21日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年6月15日から施行する。

傍 聴 要 領

湖国農政懇話会

湖国農政懇話会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守して下さい。

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 湖国農政懇話会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で住所および氏名を記入し、会長の許可を受けて下さい。
- (2) 傍聴希望者が定員を超えた場合には、先着順とします。
- (3) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、会議の会場へ入場し、所定の席に着席して下さい。

2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守して下さい。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (3) 会長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守する他、会場内では係員の指示に従って下さい。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わない時は退席していただくことがあります。

4 その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせ下さい。